



Title	自治体共同参画政策の比較検証(第2報) (1)
Author(s)	床谷, 文雄; 福嶋, 由里子; 才, 杰 他
Citation	国際公共政策研究. 2006, 11(1), p. 173-189
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11961
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

自治体共同参画政策の比較検証（第2報）（1）

The Analysis of The Local Governments' Policy for a Gender-equal Society

床谷文雄*、福嶋由里子**、才杰**、山本直矢***

Fumio TOKOTANI*, Yuriko FUKUSHIMA**,
Jie CAI**, Naoya YAMAMOTO***

Abstract

Since the Basic law for Gender-equal Society was enacted in June 1999, local governments have been promoting measures that consider the nature of local community. According to the 2003 Gender Equality Bureau's research, there are 44 prefectures and 168 municipalities that have passed ordinances and formulated basic plans with regard to policies related to promotion of formation of a Gender-equal Society. The objective of this paper is based on the surveys of 11 local governments that have been carried out by our OSIPP research group since 2004 to present and discuss the policies on the gender equality.

キーワード：男女共同参画社会、地方自治体、政策評価

Keywords : Gender-Equal Society, local Governments, Policy Assessment

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

** 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

*** 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程

目 次

I はじめに	174
II 各自治体の状況	175
1 滋賀県	175
【栗東市】	175
【野洲市】	178
2 和歌山県	180
【和歌山県】	180
【和歌山市】	183
3 奈良県	185
【奈良県】	185
【奈良市】	187
(以上本号)	
4 京都府	
【亀岡市】	
5 兵庫県	
【西宮市】	
【芦屋市】	
6 三重県	
【三重県】	
【津市】	
III 比較検証	
IV 終わりに	
付 表	

I はじめに

本稿の目的は、関西の自治体における男女共同参画社会の形成の促進に向けた取組みと現状を調査し、その比較検証を通して、今後の自治体における男女共同参画政策の課題を検討することにある。調査の方法としては、まず近隣の自治体にアンケート調査を依頼し、その回答および各自治体のホームページ等の資料をもとに、いくつかの自治体を選んで訪問調査を実施した。本調査は、大学院国際公共政策研究科の授業「プロジェクト演習」として実施されたものであるが、2004年度までに実施した調査については、すでに昨年度報告済みである（本誌9巻2号95頁以下、2005年3月）。今回の報告では、一部メンバーの入れ替えがあるものの、調査の内容の整理方法については前報告を踏襲している。

今報告には、2005年度に実施した、滋賀県栗東市、同野洲市、和歌山県、和歌山市、奈良県、奈良市の調査結果がまとめられている。今回の調査では、自治体合併が急速に進行し

ていることから、調査時点において合併直後であったり直前であったり、既存の条例等の行方についても不確実な自治体が目立った。都合により掲載が遅れたこともあって、調査時の情報が必ずしも現在の自治体の情勢を示すものではない場合もあることをお断りしておきたい。また、紙幅の関係で各自治体の報告内容はかなり圧縮した記述になっているのでわかりにくい所もあるが、現場からの生きた情報を極力理解できるようにまとめたつもりである¹⁾。自治体の共同参画政策を考える一助となれば幸いである。（床谷 文雄）

II 各自治体の状況

1 滋賀県

【栗東市】

1 概要

平成13年10月1日に旧栗東町単独で市制施行した栗東市は、滋賀県南部に位置し、面積は52.75km²。平成17年11月30日現在の人口は、61,521人（男性30,870人、女性30,651人）で、世帯数は21,972である。産業別就業者の比率は第3次産業が最も高く、58.6%である²⁾。同市は東洋経済新報社が毎年発表する「住みやすさランキング」³⁾で、財政力や地方税収入額の高さなどが評価され、平成17年の全国1位に選ばれた。

2 政策の流れ

旧栗東町における最初の行動計画は、平成7年に策定された「まちづくり女と男の共同参画プラン」⁴⁾である。計画期間は平成8年度から12年度までの5年間。このプラン作成にあたっては、栗東町婦人問題協議会⁵⁾からの提言や、平成3年の「婦人問題に関する町民意識調査」がその下敷きとなった。

その後同プランは、栗東町女性政策推進委員会⁶⁾での議論や栗東町女性問題協議会⁷⁾から

-
- 1) 奈良県、和歌山県については、2005年3月に基礎となるアンケート調査を行っており、これは当時本学博士前期課程学生であった、大橋美帆子さん（現在、文部科学省）、中山奈津美さん（現在、内閣府）が実施したものである。記して感謝の意を表したい。
 - 2) 平成7年度現在のデータ。出典は「第四次栗東市総合計画改訂版（平成17年3月）」。なお第1次産業は3.6%、第2次産業は37.8%である。
 - 3) 「都市データバック2005年版」による。
 - 4) 5つの主要課題として「女と男の平等をめざす人権意識の高揚」「女と男の共同参画による地域社会の創造」「多様な生き方が選択できる条件整備」「福祉社会・長寿社会への基盤づくり」「計画推進体制の整備」が設定された。
 - 5) 昭和59年より設置。平成4年より「栗東町女性問題協議会」に改称され、現在は「栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会」と改称されている。
 - 6) 庁内関係課により構成される委員会。現在は「栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会」がその機能を受け継いでいる。
 - 7) 注5を参照のこと。

の提言を反映して平成13年4月に改訂された。「まちづくり女と男の共同参画プラン改訂版」⁸⁾と呼ばれる。計画期間は平成13年度から平成17年度までの5年間。計画最終年度にあたる平成17年度中には新しい行動計画⁹⁾が策定されることとなっており、内容を男女共同参画社会づくり推進協議会と男女共同参画社会づくり推進委員会で検討している。

また同市は、平成14年3月22日に大津市に続き県下で2番目に「男女共同参画都市」¹⁰⁾を宣言している。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

男女共同参画関連事業は、当初は教育委員会が主管していたが、平成15年以降は市長部に移管され、現在は総務部市民活動推進課が担当している。

市民活動推進課には、平成17年度、職員12名（兼任、嘱託・臨時職員を含む男性9、女性3）が配属され、うち男女共同参画関連事業を担当するのは、4名（兼任、男性1、女性3）である。平成17年度の男女共同参画関連事業の当初予算は、310万8千円であり、一般会計予算の0.013%にあたる。

(2) 庁内外の関係部署等との連携

庁内では、男女共同参画が全庁挙げて取り組むべき政策課題とされている。このため、市長を本部長とする、関係12課から成る栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会¹¹⁾が設置され、男女共同参画社会づくりに関連する計画や施策等について協議や連絡調整を行っている。また年間を通じて行われる職場研修では、男女共同参画の視点も採り入れている。

庁外には栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会がある。この協議会は有識者、事業所代表、関係団体代表等から構成され、市当局に男女共同参画に関し意見表明や提言を行うこととなっている。また事業面では、例年、実行委員会方式で市民参画によるフォーラムを開催している。平成16年度には滋賀県の南部振興局と共催している。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

市民やNGO・NPO、事業者に対しては、主に啓発活動を通して、男女共同参画に関する施策への理解を呼びかけている。NGO・NPOには「男女共同参画社会づくり講演会」の企画運営も委託する。また、ユニークな取組みとして「栗東市男女共同参画社会づくりをす

8) 6つの基本目標として「男女共同参画による生き生きとした地域社会の実現」「男女平等を実現するための意識改革」「働く権利の確立と保障」「女性の心とからだの健康の保持・増進」「男女が共に安心して暮らせる環境の整備」「男女の人権が尊重される社会の形成」が掲げられている。

9) 平成18年3月に策定予定で、計画年度は平成18年度から22年度の5年間。

10) 男女共同参画社会の実現に向けての気運を醸成することを目的とする内閣府の事業。

11) 「栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会設置規程（平成15年7月1日付け訓令）」の規定により設置される。

めるリポーター」¹²⁾がある。地域の実情を把握し、住民の意見・提案等を聴取することを目的に、市民または市内勤務者に委嘱される。

また、男女共同参画には限定されないが、NPOおよびこれに準ずる団体を対象とする補助金「栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金」¹³⁾がある。対象となる事業は、①団体の立ち上げの基盤整備を目的とした「団体立ち上げ支援」、②団体が自立をするために必要な財源確保や事業開発を行う「自立促進事業支援」、③地域の問題解決などに市と団体が協働・連携して取り組む「協働事業支援」がある。学識経験者から成る審査委員会が審査し、採択された団体には補助金が支給される。ただ、平成17年度には男女共同参画に関連する活動は行われていない。

4 政策の進捗・達成状況

(1) 苦情処理・相談事業

男女共同参画に関する苦情は殆どなく、市単独での苦情処理・相談事業は実施されていない。

(2) 評価システム

「まちづくり女と男の共同参画プラン改訂版」の進捗状況は、毎年2月、各課から施策ごとの報告を受け、市民活動推進課が取りまとめる。平成16年度の場合、89項目中56項目が達成でき、目標達成度は63%である。また、各種審議会等への女性委員の占める割合は、目標値の30.0%に対し28.1%となっている。

(3) 意識調査

平成16年度には市民を対象とする「男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査」¹⁴⁾を滋賀大学と共同で実施している。この調査では、男女共同参画についての市民の意識向上が見られる¹⁵⁾。

5 まとめ

交通の要衝に位置し¹⁶⁾、京阪神の住宅都市として栄えてきた栗東市だが、地域・世代等により住民の意識差があり、依然として性的役割分担意識や慣習も根強く残っている。これに

12) 「栗東市男女共同参画社会づくりをすすめるリポーター設置要綱（平成6年1月28日告示第11号）」により設置。定数は16名以内で、各学区地域振興協議会から選出される「推薦リポーター」と公募による「公募リポーター」により構成される。

13) 別名「りっとうガンバル基金」と呼ばれる。①団体立ち上げ支援は100,000円を限度とし、②自立促進事業支援、③協働事業支援は50,000円を支給する。

14) 滋賀大学生涯学習教育研究センターと共同で実施しており、栗東市内に居住する20歳以上の男女2,000人を標本とし、回収数は1,076人（回収率53.8%）。

15) 例えば、性別役割分担意識については、平成12年度の調査と比べ、否定派の率が女性で5.8ポイント、男性で13.7ポイント増加している。

16) 市内にはJR東海道本線、名神高速道路、国道1、8号などが縦・横断する。

加え、女性リーダーの世代交代は上手く進んでいない¹⁷⁾。一方で、市内保育所の待機児童は殆どおらず、働く女性を支援する社会資本はある程度整備されている¹⁸⁾と言えよう。今後は、市内事業所への働きかけや女性リーダーの後継者育成、世代交代を促進し、市全体として啓発、意識改革そして実践をしていくことが必要である。(山本 直矢)

【野洲市】

1 概要

平成16年10月1日に旧中主町と旧野洲町が合併して誕生した野洲市は、滋賀県南部に位置し、琵琶湖に面している。銅鐸が多数出土したことから「銅鐸のまち」とも呼ばれる¹⁹⁾。面積は61.45km²、人口は平成17年12月1日現在で49,759人(男性24,862人、女性24,897人)、世帯数は16,819である²⁰⁾。産業別就業者の比率は第3次産業が最も高く、58.1%である²¹⁾。

2 政策の流れ

最初の行動計画「男女共同参画プランやす」は、旧野洲町で平成7年に策定された。計画期間は平成8年度から12年度までの5年間。その後、同計画は社会情勢の変化や施策の進捗状況の観点から見直され、平成13年に「男女共同参画プランやす—女と男のみらい21—」として改訂された。4つの基本目標²²⁾が設定され、計画の期間は平成13年度から22年度までの10年間²³⁾。しかし市制施行に伴い新しい行動計画を策定する必要が生じたため、男女共同参画審議会²⁴⁾の答申を踏まえて、平成18年3月には新計画が策定される予定である。

また、平成13年度策定の行動計画で男女共同参画社会づくりの法的基盤として重要な意義を持つとされた条例は、旧野洲町で内容が検討され²⁵⁾、中主町・野洲町合併協議会で新市に引き継ぐことが決定された。その後、新市誕生と同時に「野洲市男女共同参画推進条例(平成16年10月1日条例第122号)」が施行されている。

17) セミナー等への子育て世代の参加は非常に少ないのが現状である。

18) フルタイムでの勤務を支援する制度(病後児保育、学童保育)がある。

19) 中主町・野洲町合併協議会ウェブサイト <http://www.city.yasu.shiga.jp/gappei-cy/index.html> による。市内には銅鐸博物館(野洲市立歴史民俗博物館)がある。

20) 野洲市ウェブサイト <http://www.city.yasu.shiga.jp/index.html> による。

21) 「平成16年版野洲市統計書」に記載されている平成13年データを基に筆者が算出。なお、第1次産業は0.2%、第2次産業は41.7%。

22) 基本目標として、「I あらゆる分野への男女共同参画」「II 男女共同参画を進める意識づくり」「III だれもが安心して暮らせるまちづくり」「IV 推進体制の整備・充実」が掲げられている。

23) 第4次野洲町総合発展計画「ほほえみ“やす”未来誌2010」との整合を図るため10年間とした。

24) 野洲市男女共同参画推進条例第24条第1項の規定により設置される市長の附属機関。市長が委嘱する委員15人以内をもって組織され、条例により定められた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査する。野洲市の特徴として、公募委員が多い(5名)ことが挙げられる。

25) 男女共同参画懇話会の提言を受け、男女共同参画推進本部のワーキングチームで素案を作成。これを基に市民から意見を募集した。寄せられた意見は29件。基本理念に関するものが最も多く、7件。半月余り(平成15年12月15日～16年1月6日)という短い期間での募集だったため、拙速を戒める意見もあった。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

男女共同参画関係事業を所管する人権施策推進課²⁶⁾は、同和・女性対策の流れを汲む部署である。同課には、平成17年度、職員6名（正規職員男性5、女性1）が配属され、男女共同参画専任の担当者は1名である。相談員はいない。平成17年度の男女共同参画関連事業の予算は、363万6千円²⁷⁾であり、一般会計予算の0.02%にあたる。

(2) 庁内外の関係部署等との連携

庁内では助役を本部長に充てる野洲市男女共同参画推進本部²⁸⁾が設置され、毎年、各部署の実績、効果、課題等について協議を行う。関係各課のうち、例えば、人権教育課とは啓発事業に関する連絡調整、生涯学習課とは地域社会や社会教育団体への意識啓発、市民活動促進課とは自治会への意識啓発について連携している。また、各課には人権施策推進員²⁹⁾が1名ずつ配置され、男女共同参画の視点から各課事業を審査³⁰⁾することとなっている。これに加え、年1回実施される課内研修では、男女共同参画が必須テーマの一つとして位置づけられている。

庁外では、県内各市の担当者による連絡調整会議³¹⁾が開催され、情報交換を行っている。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

市民やNGO・NPO、事業者に対しては、主に啓発活動を通して、男女共同参画に関する施策への理解や参画を呼びかけている。例えば平成17年度から「野洲市男女共同参画フォーラム」³²⁾の運営形態は実行委員会方式となり、企画段階から市民が関与している。

また、国や県などが主催する男女共同参画関連事業に市民が参加する際には、その参加負担金、交通費、宿泊費について、「野洲市男女共同参画社会づくり活動事業補助金」³³⁾を交付している。

4 政策の進捗・達成状況

(1) 苦情処理

苦情処理に際しては、条例第21条の規定に基づき、「野洲市男女共同参画施策苦情処理要綱（平成16年11月5日告示第10号）」が制定されている。市の施策について苦情が寄せられ

26) 雇用関係事業は商工観光課が担当している。

27) 平成17年度は市民への意識調査を実施するため、例年よりも予算を確保している。

28) 「野洲市男女共同参画推進本部要綱（平成16年10月1日告示第151号）」の規定に基づき設置される。

29) 各課の主査以上の職階にいる者を任命。ただし、課長は除く。

30) 印刷物等の表現について市独自のガイドラインはなく、内閣府のものを利用。

31) 県内では、市と町で別々に会議が開催されている。

32) 平成4年から実施。当初は「女性問題講演会」と呼ばれ、その後「男女共同参画社会をめざす町民のつどい」を経て現在の「男女共同参画フォーラム」になった。

33) 「野洲市男女共同参画社会づくり活動事業補助金交付要綱（平成16年10月1日告示第152号）」の規定に基づき、対象となる額に2分の1を乗じた額（1,000円未満の端数は切り捨て）を補助している。上限は30,000円。

た場合、市長は速やかに担当部署に調査および処理を命じ、必要に応じて野洲市男女共同参画審議会の意見を聴取して、苦情申出者に回答することとなっている³⁴⁾。ただし、要綱の適用(平成16年10月1日)から平成17年12月1日までの苦情処理件数は0件である。

また、市政への苦情は「市長への手紙」をはじめ他の広聴制度³⁵⁾でも受け付けている。男女共同参画についての苦情は、例えば議会でのやりとりや性教育についての批判³⁶⁾などである。

(2) 評価システム

行動計画に基づく施策の進捗状況は、推進本部と審議会では把握し進行管理を行っている。条例の推進状況を評価するシステムは現在のところ存在しないが、平成18年度には全庁的な評価システムを構築する予定である。

(3) 意識調査

平成17年度に市民を対象とする「野洲市男女共同参画社会の実現をめざす市民意識調査」を実施している。この調査の結果は新しい行動計画にも反映されることとなっている。

5 まとめ

京阪神の住宅都市として人口が急激に増加した旧野洲町³⁷⁾と、微増にとどまり比較的昔ながらのコミュニティが残された旧中主町³⁸⁾。両町の合併により誕生した野洲市では、双方の事情に配慮した男女共同参画政策が求められる。また、女性リーダーの世代交代は順調に進んでいるとはいえ、子育て世代のネットワークの充実、拡大が必要であると考えられる。

そういう意味で、平成18年3月に策定される行動計画にどのような政策の方向性が提示されるのか注視したい。

(山本 直矢)

2 和歌山県

【和歌山県】

1 概要

和歌山県は、和歌山市のように都市型の生活スタイルの多く見られる地域と伝統的な生活習慣等を多く残す農山漁村型地域を併せ持つ県である。平成17年10月1日現在の人口は1,036,061人(男性487,997人、女性548,064人)である。産業別就業者比率は、第1次産業

34) 同要綱第5条の規定による。

35) その他の手段は「市長へのメール」「ほほえみ・ときめき通信箱(市役所に設置される投書箱)」「ほほえみ・ときめき声の投書箱(電話での受付)」「ほほえみ・ときめきファクス」。

36) 例えば、次のような内容である。ジェンダーフリーの思想による過激な性教育、小学校3年生を対象とする性教育が学習指導要領を逸脱しているかどうかの判断、小学校で組体操や騎馬戦を男女混合で行う是非、小学校図書館に配置される性教育関連図書は是非、など。

37) 平成16年版野洲市統計書によると、昭和30年14,134人、平成12年36,217人。

38) 平成16年版野洲市統計書によると、昭和30年8,620人、平成12年12,109人。

10.6%、第2次産業26.4%、第3次産業62.2%となっている³⁹⁾。

2 政策の流れ

和歌山県は昭和52年に青少年局育成課に婦人主幹を配置し、同年に庁内関係課室による婦人問題連絡会議も設置した。昭和63年3月に「21世紀をめざすわかやま女性プラン」が策定された。平成8年に女性政策課が設置され、平成6年に男女共生社会づくり協議会が設置された。平成10年に男女共生社会づくりに関する県民意識調査が実施され⁴⁰⁾、12月に県女性センター（りいぶる）が開設された。平成12年3月に「和歌山県男女共生社会づくりプラン」が策定された。平成13年4月1日に女性政策課が男女共生社会推進課に、女性センターは男女共生社会推進センター（りいぶる）に名称変更された。7月に知事を本部長に庁内関係各課で構成した男女共生社会推進本部が設置され、「審議会等への女性の参画促進要綱」が制定された。平成14年4月に「和歌山県男女共同参画推進条例」が施行され、同年度には、県条例に基づく男女共同参画審議会⁴¹⁾が設置され、男女共同参画に関する県民意識調査も行われた。平成15年3月に「和歌山県男女共同参画基本計画」が策定された。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算 担当部署は、環境生活部共生推進局男女共生社会推進課であり、専任職員6名（男性3、女性3）が配置されている。平成17年度の予算は、4,198万5千円で、一般会計予算に占める割合は0.008%である。

(2) 庁内外の関連部署との連携 庁内の関連部署との連携については、子育て関係課と連携し、仕事と家庭の両立支援を行っている⁴²⁾。また、労働関係課と連携し、企業における男女共同参画に取り組んでいる⁴³⁾。審議会等への女性の登用を促進しつつ、目標値は30%で、平成17年6月1日現在28.9%の登用率を達成した。また、女性人材の育成・発掘、職務指定の見直し、公募制の導入や団体推薦のあり方の検討などに取り組んでいる。

県内の各自治体との連携としては市町村担当課長会議の開催など⁴⁴⁾に取り組んでいる。

39) 産業別就業者比率は総務省「国勢調査」（平成17年）による。

40) 男女共同参画に関する県民意識調査は平成14年7月26日から8月9日まで和歌山県に在住する20歳以上の県民男女（平成14年4月1日現在）各1,500人を対象とし、実施された。家庭や職場、地域における男女平等の意識や子育て、就労、男女共同参画によるまちづくり等に関する意見を把握し、平成14年4月に施行された「和歌山県男女共同参画推進条例」に定める基本計画策定の基礎資料を得ることを目的に実施したものである。

41) 平成17年10月12日、平成18年1月19日に第一、二回審議会が開催された。第二回審議会では、年次報告書について審議し、男女共生社会推進センターの在り方について検討した。平成18年1月現在、審議会委員は15名である。

42) 仕事と家庭両立支援については、子育て支援ボスターの作成や保育に関する実態調査の実施など、延長保育、夜間保育の充実に向けた運動に取り組んでいる。

43) 3の(3)を参照。

44) 男女共生モデル市町村補助事業を展開し、市町村に事業に関しての説明を行い、対象市町村の拡大を図るとともに、男女共同参画の推進に関する行動計画の策定を依頼する。また、平成16年8月に町村長を対象としたトップセミナーが開催された。男女共生モデル市町村補助事業は、平成16年度に終了した。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

和歌山県では、「押しかけPIプロジェクト」⁴⁵⁾を実施している。県内各地で開催されるさまざまな団体、グループの役員会、研修会等に出かけ（「押しかけ」）て、各分野の男女共同参画に関する実状、問題点、要望等、県民の生の声を収集している。

「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の際には、街頭啓発を実施しているほか、広報紙（県民の友やセンターニュース）の紙面にて啓発を行っている。

また、小・中・高校の児童生徒及び一般から男女共同参画啓発ポスターを募集し、応募作品を和歌山バス車内に展示している⁴⁶⁾。

女性団体・グループ等が一般に公開して実施するイベントなどに対して、女性交流や社会参加に向けて自主的な活動の場としてセンター研修室等を提供している。男女共同参画を推進し、多様な選択肢を可能にする教育・学習の充実について、平成16年度は男女共同参画によるふるさとづくりにチャレンジしようとする女性たちを対象にした講座「まちづくり実践塾」等⁴⁷⁾を行っている。

また、DV防止法施行に伴う相談の増加及び長期化等の問題に対応するため、民間と連携した被害者支援体制づくりを行っている⁴⁸⁾。

事業者に対しては、「男女共同参画を推進する事業者」の登録を募集している⁴⁹⁾。

4 政策の進捗・達成状況

(1) 相談事業 男女共生社会推進センターでは、男女共同参画相談員や女性弁護士や女性カウンセラーによる面接相談と電話相談を行っている。相談件数は、平成17年度6,414件である⁵⁰⁾。

45) PIとはPublic Involvementの略で、政策に住民（県民）の意見を反映させるため、意思表明の場を設ける試みのことである。この事業は、県民に男女共同参画についての理解を深めるとともに、県民ニーズを把握することを目的に実施するものである。職員の派遣に係る費用は無料である。

46) 和歌山バス株式会社の協力で、応募作品すべてをJR和歌山駅～南海和歌山市駅間のシャトルバス（路線バス）車内に展示する。平成17年度の作品展示は、平成18年3月末まで、毎月作品を入れ替え、順次展示する。

47) 学校教育では学校における男女共同参画プロジェクトとして、平成16年に学校における男女共同参画を考える講座（キャリア形成支援をどう進めるか）を開催し、紀北、紀南会場で公立小、中、高等学校の教員あわせて30人が参加した。

48) DV被害者の相談および保護に関係する機関、民間支援団体等の情報交換のためのネットワーク会議が年1、2回、地域会議が年数回開催されている。また、DV被害者支援ボランティア育成講座が開催され、平成17年度にボランティア実践研修が紀南（新宮市）で3回開催され、受講生は23名である。

49) 男女が共に安心して生き生きと働くことができる職場環境づくりに取り組んでいる事業者を登録し、その活動を応援するため、県のホームページなどで広くその取組みを紹介する。応募対象は、県内に事業所がある企業（支店等を含む）、団体等（財団・社団法人など）であり、応募した事業者に対してヒアリングなどの審査の上、「男女共同参画推進事業者」として登録する。登録された事業者に対して、登録証を発行し、県のホームページや情報誌等により取組みのPRをする。また必要な各種情報を提供する。その有効期間は3年間であるが、推進状況報告書の提出により更新することができる。平成18年2月までのところ、登録事業者は8社である。

50) 平成17年度の相談総件数は、6,414件であり、このうち女性からの相談は4,079件であった。この中で、相談件数の多かったのは、順に、DV（1,001件）、夫婦（505件）、親族からのDV（81件）、セクシュアル・ハラスメント（21件）、ストーカー（10件）、その他（2,477件）であった。

(2) **職員に対する研修と意識調査** 職員研修については、男女共同参画の内容を含む新規採用職員研修会、階層別研修会が年1回実施されている。ほかには、全職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会・研修会等を実施している。

(3) **評価と苦情処理制度** 男女共同参画推進状況調査を行い、年次報告書が公表されている⁵¹⁾。評価指標の設定や指標を用いた施策評価については、今後、調査・研究が予定されている。苦情処理制度については、平成16年8月23日に「男女共同参画に関する施策苦情処理要領」が制定されたが、現在の受理件数は0件である。

5 まとめ

県としての広報・啓発活動、各講座のあり方の検討や相談体制の充実とともに、市町村における男女共同参画の推進も一つの課題である。 (才 杰)

【和歌山市】

1 概要

和歌山市は、紀伊半島の北西部に位置し、面積は210.24km²である。人口は、平成17年12月現在で、378,485人（男性178,714人、女性199,771人）、149,838世帯である。産業別就業者の比率は、第3次産業が最も高く、66.63%を占めている⁵²⁾。

2 政策の流れ

平成11年度に「和歌山市男女共生推進行動計画」（以下「行動計画」という）が策定されている⁵³⁾。条例に関しては、現在のところ策定予定はない。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

男女共生推進課が、男女共同参画に関する担当課⁵⁴⁾であり、専任職員4名（男性2、女性2）が配置されている。平成17年度の男女共同参画事業に関する予算は、1,833万9千円であり、和歌山市の一般会計予算の0.02%にあたる。

(2) 庁内外の関連部署等との連携・関連施設

全庁的な組織としては、男女共生推進会議、男女共生推進会議幹事会、男女共生施策ワー

51) 「男女共同参画で描く新しいふるさと和歌山」（年次報告書）平成15年版と平成16年版が公表されている。

52) 第1次産業は11.09%、第2次産業は22.26%であった（平成12年度国勢調査）。

53) 「行動計画」の策定に向けて、助役、各部局長24名（男性24、女性0）で構成される和歌山市女性問題対策会議、関係課長59名（男性57、女性2）で構成される和歌山市女性問題対策幹事会、庁内公券によって選ばれた女性職員6名で構成される和歌山市女性施策ワーキンググループが内容について検討を行った。また、市民の意見を反映させるため、市民6名で構成される男女共生推進行動計画策定研究委員会が設置された。和歌山市女性問題懇話会は平成5年に設置されている。

54) 担当課は、企画部女性政策課（平成11年）、企画部男女共生推進課（平成15年）と変遷し、平成16年度から市民部男女共生推進課となった。

キンググループがある⁵⁵⁾。個別の施策については、産業総務課⁵⁶⁾や学校教育課⁵⁷⁾等関係各課と連携し、男女共同参画に関する施策の推進を図っている⁵⁸⁾。また、公募委員を含む男女共生推進懇話会がある。

男女共同参画社会推進のための諸事業の実施を行う拠点施設としては、平成12年4月に設置された、和歌山市男女共生推進センター「みらい」(以下「センター」という)があり⁵⁹⁾、男女共同参画に関する講座等の開催が行われている⁶⁰⁾。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

「センター」の情報誌「みらい」やチラシ⁶¹⁾、講座・フォーラムの開催等を通して、市民やNPO、事業者への啓発、連携強化を図っている⁶²⁾。

4 政策の進捗・達成状況

(1) 苦情処理・相談事業

電話・面接による相談事業が、「センター」で実施されている⁶³⁾。

(2) 評価システム

施策の進捗状況の評価は、毎年、男女共生推進懇話会で行われており、懇話会は、この評価に基づいた提言や意見等を発表している。また、事業については、事業実施計画の最終年度に施策担当課において聞き取り調査を行い、事業の実施状況の評価を行っている⁶⁴⁾。

5 まとめ

和歌山市では、女性の年齢別労働率、特に30歳～34歳の労働率が低いことを受け、子育て

55) 男女共生推進会議は、市長、助役、収入役、各部局長、計26名で構成されている。男女共生推進会議幹事会は関係課長56名で構成される。男女共生施策ワーキンググループは職員14名で構成されている。ワーキンググループの任期は2年である。

56) 企業・事業主向けのポジティブ・アクションや、育児・介護休業法の改正等に関する情報を提供している。

57) 全小中学校に男女混合名簿の導入を促進している。小学校では、和歌山市内の全校が男女混合名簿を導入している。中学校については、全体の3分の1が導入をしている。

58) 職員全体については、職員研修所が階層別(新規採用職員、主任、課長等)に対して、男女共同参画社会基本法や、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント等、男女共同参画に関する研修を実施している。

59) 平成15年度のセンターの事業費は、1,990万円で、一般会計予算に占める割合は、0.02%であった。

60) 主な業務としては、啓発講座の開催、情報提供、相談、貸館、ファミリー・サポート・センター事業等が挙げられる。平成14年6月に開始されたファミリー・サポート・センターでは、会員の交流会や講習会を開いてサポートサービスの充実を図っている。平成16年度の会員数は、361人(男性19人、女性342人)、活動件数は、1,672件であった。

61) 市内42地区の支所・連絡所や、小・中学校に対して、情報誌の配布や提供を行っている。ドメスティック・バイオレンスに関しては、中学3年生を対象としたチラシを作成・配布し、ドメスティック・バイオレンスの予防を図っている。

62) エンパワーメント講座の開催を機に、男女共同参画社会の推進に関する活動を始めた市民も見受けられる。NPOに対して、具体的な連携体制はないが、男女共同参画に関する活動をしているNPOの数は増加傾向にある。事業者に対しては、産業総務課が主導となってチラシの作成・配布が行われている。主な内容としては、ポジティブ・アクションや育児・介護休業法の改正等が挙げられる。

63) 電話相談が週2回、面接相談が週1回実施されている。平成16年度の相談件数は296件であり、主な内容は、ドメスティック・バイオレンス、夫婦・家族問題、離婚、セクシャル・ハラスメント、子育てであった。

64) 事業評価については、3年に1回行われている。目標値を達成できなかった事業については、その理由を把握し、目標達成のための方法を検討している。また、重要な事業については、さらに高い目標値を設定し、目標値を達成できなかった事業については、次期計画へ継続させている。

てをしながら働ける社会環境の整備に努めている。その一環として、「センター」では、ファミリー・サポート・センター事業が行われ⁶⁵⁾、実績を上げている。この事業が、年齢別労働率にどのような効果をもたらすのか、今後の動向が期待される。（福嶋 由里子）

3 奈良県

【奈良県】

1 概要

奈良県は、紀伊半島の中心に位置し、やや南北に長く、面積は3,691.09km²である。平成17年12月1日現在の人口は、1,424,762人（男性679,099人、女性745,663人）で、世帯数は542,136である。産業別就業者の比率は、第3次産業が最も高く、65.9%である⁶⁶⁾。

2 政策の流れ

平成9年、昭和61年に策定された「奈良県婦人行動計画」を引き継ぎ、「なら女性プラン21-奈良県女性行動計画（第二期）」が策定された。平成13年には、「奈良県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という）が公布・施行された⁶⁷⁾。その後、「なら女性プラン21」の達成状況や、課題等の検証が行われ、現在の社会経済情勢や「条例」の内容に沿った「奈良県男女共同参画計画-なら男女共同参画プラン21（なら女性プラン21改訂版）」（以下「計画」という）が平成14年2月に策定されている⁶⁸⁾。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

生活環境部男女共同参画課が、男女共同参画に関する主管課であり、専任職員8名（男性4、女性4）が配置されている。平成17年度の予算は、8,386万4千円（奈良県女性センター事業を含む）で、一般会計予算（人件費を除く）に占める割合は、0.027%であった。

(2) 庁内の関連部署等との連携・関連施設

平成7年、男女共同参画施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、全庁的な組織として、「奈良県男女共同参画推進本部」（以下「推進本部」という）⁶⁹⁾が設置された。また、「条例」に基づき、「奈良県男女共同参画審議会」（以下「審議会」という）が知事の附属機関として

65) その他の事業としては、和歌山市地域子育て支援センター、子ども支援センターなどがある。

66) 第1次産業は3.2%、第2次産業は29.15%である。「100の指標からみた奈良県勢」平成17年度版による。

67) 「条例」の制定にあたって、学識経験者や経済団体、女性団体の代表者で構成される検討委員会が設置され、「条例」（案）の審議がなされた。県民や女性団体、事業者に対しては、意見交換会や、広報誌・HPを通じて、条例制定への理解と意見を求めた。また、条例の制定を求める請願団体との意見交換会や意見を聴く県民フォーラムを行った。

68) 「計画」策定には、学識経験者、関係団体の代表等15名によって構成される「奈良県男女共同参画計画策定委員会」があつた。県民や事業者等の意見については、2回の県民フォーラム（奈良市、橿原市）やチラシ・Eメール等を通して、聴取を行った。寄せられた県民の意見は、236件であった。

69) 「推進本部」は、知事を本部長、副知事を副本部長、本部長に出納長および各部長、幹事に各局関係課長で構成され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本方針の決定や計画の進行管理を行う機関である。

設置されている⁷⁰⁾。

また、女性のエンパワーメントを推進し男女共同参画の取組みを総合的に進める活動拠点である奈良県女性センター（以下「女性センター」という）では、チャレンジ支援、男女共同参画啓発、人材育成⁷¹⁾を柱とした講座・研修会の開催や相談・情報提供、女性団体の活動支援等の事業を実施している⁷²⁾。

(3) 県民、NGO・NPO、事業者との連携

県民、学識経験者、各種団体の代表者からなる「奈良県男女共同参画県民会議」（以下「県民会議」という⁷³⁾が設置されており、定期的な情報交換や、県と県民会議共催による県民ミーティング⁷⁴⁾の開催などを通じて、地域に根ざした男女共同参画の推進を図っている。

4 政策の進捗・達成状況

「計画」では、平成17年度までに達成すべき目標値を28項目設定しており、進捗状況の把握に努めている⁷⁵⁾。

(1) 苦情処理・相談事業

男女共同参画に関する苦情・相談の処理は、男女共同参画課および事業担当課で対応しており⁷⁶⁾、関係機関との連携により、適切かつ迅速な処理に努めている⁷⁷⁾。

70) 「審議会」は、学識経験者や関係団体、県民等の代表15名で構成されており、知事の附属機関として、男女共同参画に関する重要事項の審議を行う役割を担っており、また、審議を行う際には、幅広い県民の意見を考慮に入れ、地域の実情に応じた施策の提示等が求められる。

71) 人材育成に関する事業としては、①男女共同参画地域推進員育成事業、②地域女性グループ育成事業等が挙げられる。男女共同参画地域推進員育成事業では、男女共同参画を啓発・推進するリーダーの養成を目的とし「男女共同参画リーダー養成講座」が実施されている。平成16年度は橿原市で4日間に渡り行われた。地域女性グループ育成事業では、地域で男女共同参画社会の実現を目指して自主的に活動するグループに対して、女性センターが講師を派遣し、活動支援を行うものである。平成16年度は41回の派遣が行われた。また、男女共同参画課では、人材育成として女性海外派遣調査研究事業を実施している。この事業は、県内の女性を海外に派遣し、派遣先における男女共同参画の現状とその施策等の研究を通して、女性リーダーのエンパワーメントを図り、帰国後、県内の地域・団体・職場・行政等の方針や取組みに対して、研究に基づく活動を積極的に行ってもらうことを目的とするものである。平成16年度は、ドイツ・スイスが派遣先であり、県内の女性10名が派遣された。平成17年度は、フィンランドへの派遣が実施された。

72) 「女性センター」の主な事業としては、①講座・セミナー事業、②情報・相談事業、③地域女性グループ育成事業、④女性団体活動支援事業（詳細は注71を参照）がある。

73) 「県民会議」は、地域、職場、学校、家庭その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の浸透を図り、それぞれの主体的な取組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、平成14年7月に設置されたものである。平成17年度の構成委員は、公募委員、学識経験者、報道機関、経済団体、女性・青少年・人権・教育・福祉・健康・生活・国際交流・労働・農山村等関係団体、行政等、計61名（うち公募委員4名）であった。

74) 県民ミーティングは、県民会議を核として、広域市町村を対象に、県民の意見を取り入れながら地域に根づいた男女共同参画の推進を図るために開催されるものである。平成16年度は、2回（天理市、大淀町）開催され、それぞれ約150人の参加があった。

75) 目標値が設定されている主なものとしては、県審議会等への女性の登用がある。目標値は平成17年末で30%と設定されており、平成17年12月末で30.9%となり、目標を達成した。各審議会等、意思決定の場への女性の登用を推進するために、女性人材情報バンクが設置されている。このバンクには、平成16年度末で490人が登録されており、審議会等委員を選任する際の人材情報源として活用されている。

76) 苦情件数は、平成16年度は3件あった。内容は、セクシュアル・ハラスメントや女性禁制に関するものであった。

77) 「女性センター」における平成16年度の相談件数は、4,208件であり、前年度より127件増加した。またドメスティック・バイオレンスに関する相談件数は、「女性センター」および奈良県子ども家庭相談センターに寄せられたもので、707件であり、前年度と比べ、85件増加した。

（2）評価システム

平成13年の「条例」施行以降、「条例」の規定に基づき、「計画」の推進状況を明らかにするために年次報告書が作成されている。この年次報告書は、審議会に提出され、審議会からの意見を聴取している⁷⁸⁾。

5 まとめ

奈良県は、女性の就業率が全国で最下位、合計特殊出生率も全国45位と非常に低く、結婚や出産を機に職を離れる女性が多い。就業を中止しても意欲と能力のある女性が再びチャレンジできるよう支援していく必要があることから、平成16年度に国の「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」モデル地域の指定を受け、県民会議事業や女性センター事業でチャレンジ支援をテーマとして取組みを重ねてきた。平成17年4月からは、女性センターHP「チャレンジサイトなら」が開設され、多くのアクセスを得ている。このサイト及び関連支援講座が、女性の就労や社会活動支援等にどれだけの効果を生み出すか、今後も注視していきたい。（福嶋 由里子）

【奈良市】

1 概要

奈良市は、奈良県の北部に位置し、面積は276.84km²である。人口は、平成18年1月1日現在で、373,189人（男性177,483人、女性195,706人）、147,966世帯である。産業別就業者の比率は第3次産業が最も高く、87.9%を占めている⁷⁹⁾。

2 政策の流れ

平成5年度に、男女共同参画社会の実現に向けて「奈良市女性行動計画」（以下「女性行動計画」という）が策定され、翌年には、具体的な施策を進めるために「奈良市女性行動計画実施計画」（以下「実施計画」という）が策定された。また、その後の国内外の動きや、少子高齢化等の社会環境の変化などを受け、より社会の実状に沿った男女共同参画の施策の実現にむけて「女性行動計画」の見直しが行われ、平成13年3月に「奈良市男女共同参画計画」（以下「男女共同参画計画」という）が策定された⁸⁰⁾。平成15年4月には、「奈良市男女共同参画推進条例」が施行されている⁸¹⁾。

78) 年次報告書では、「計画」の基本目標ごとに、各関連部局における男女共同参画関連施策や、県内の市町村の推進状況が記されている。

79) 第1次産業は0.07%、第2次産業は11.9%であった。

80) 「男女共同参画計画」の策定にあたっては、平成10年に実施された「男女平等に関する市民意識調査」の結果や、平成11年に女性施策推進懇話会（以下「懇話会」という）から提出された「第2期奈良市女性行動計画策定にむけての提言—男女共同参画社会の実現に向けて—」の内容が考慮された。また、庁内においては、関連部局約40部局から課長レベルが集まって庁内連絡会議が開かれ、実現可能な計画づくりに向けて協議が行われた。

81) 条例の策定に先立ち、「懇話会」や市民からの意見を募った。市民に対しては、条例に盛り込むべき内容について、意見交換会が開かれた。参加者は20名程度であった。「懇話会」や市民からの意見は、条例策定に関する検討委員会に送られた。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

市民生活部男女共同参画課が、男女共同参画に関する主管課であり、専任職員8名（男性5、女性3）が配置されている。平成17年度の男女共同参画事業に関する予算は、7,964万7千円であり、奈良市の一般会計予算の0.073%にあたる。

(2) 庁内外の関連部署等との連携・関連施設

全庁的な組織としては、実施計画担当課の課長で構成される奈良市男女共同参画推進庁内会議（以下「庁内会議」という）が設置されており、「男女共同参画計画」の効果的な推進に向けて年1回、会議が開かれている。また、「庁内会議」の下部組織として、各課の女性職員代表で構成される女性職員懇談会が設置されており、女性職員の意見を、施策や庁内の男女共同参画推進に反映させやすい体制がとられている⁸²⁾。その他、就労や児童虐待等、個別の問題に関しては、担当部署との連携により男女共同参画の理念に沿った施策の遂行にあたっている⁸³⁾。

男女共同参画社会推進のための諸事業の実施を行う拠点施設としては、平成14年9月に設置された、奈良市男女共同参画センター「あすなら」（以下「センター」という）があり⁸⁴⁾、男女共同参画や女性問題に関する講座等の開催が行われている⁸⁵⁾。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

男女共同参画に関する冊子や、講座やフェスティバルの開催等を通して、市民やNGO・NPOへの啓発、連携強化に努めている⁸⁶⁾。

事業者に対しては、主に冊子等を用いて男女共同参画施策に関する啓発活動を行っているが、平成17年度からは、事業者向けの講座を開催することにより、啓発効果の向上を図っている。

4 政策の進捗・達成状況

(1) 苦情処理・相談事業

苦情処理制度は、条例に基づき平成15年4月に設置された。男女共同参画に関する苦情は、男女共同参画課で受け、男女共同参画課女性問題相談室及び関連機関が連携しながら、

82) 女性職員懇談会から提出された案の中で、職員の制服着用の廃止に関するものが容認され、制服廃止が実現した。

83) 就労に関しては、経済部商工労政課と連携し、仕事と家庭の両立に関するセミナーを開催している。また、総務部人事課とは、次世代育成支援計画の策定や、セクシャル・ハラスメントへの対応に関して、協力している。児童虐待については、保健福祉部児童課と、児童虐待防止ネットワークをつくり、児童虐待に関する施策にあたっている。

84) 平成17年度のセンターの管理運営費は、7131万9千円で、一般会計予算に占める割合は、0.065%であった。

85) その他、「センター」の主な事業としては、女性団体主催のフェスティバルの開催、女性問題相談事業、市民団体、21世紀職業財団との共催事業等がある。

86) 講座の内容は、女性問題の解決と男女共同参画社会の実現に関するものであり、年間55回開催された。市民との協働事業としては、「あすならフェスティバル」（参加者1,500人）、や年3回行われた「あすなら市民講座」（参加者380人）がある。

必要な措置を講じる体制となっている。

相談事業は、「センター」および西部会館で行われている。両施設には、女性の相談員による女性問題相談窓口が開設されており、生き方、夫婦、子育て、DV等に関する相談にあっている⁸⁷⁾。また、DVについて悩む男性相談も実施している。

(2) 評価システム

「実施計画」に基づき、平成6年度から毎年、進捗状況調査を実施している。

5 まとめ

奈良市では、男女共同参画に関する講座やセミナー等に、多くの女性が足を運ぶが、その後、学んだことを活かし、男女共同参画の推進に向けて地域で活動を行う女性リーダーの数が不足しているという現状がある。現在、市内の大学と協力し、女性リーダーの養成講座⁸⁸⁾を展開しているが、今後、市としては、養成講座を終えた受講者が、その経験を活かせるような支援に力を入れられることに期待したい。

(福嶋 由里子)

(未完)

87) 平成16年度の相談総件数は、2,802件であり、このうち男性からの相談は32件であった。また相談内容の種類は、生き方、夫婦、家族（高齢者）、家族（子ども）、人間関係、性・からだ、精神保健、くらし、労働、法律、その他に分類されており、この中で、相談件数の多かったのは、順に、人間関係（892件）、生き方（716件）、夫婦（523件）、家族（子ども）（315件）、精神保健（183）であった。この中で、DVと思われるものは146件であった。

88) 奈良女子大学地域貢献事業の一環として実施されており、奈良県および近郊の女性の生涯学習活動の支援を通して、自治体と地域住民とが協働して男女共同参画社会をつくる活動を応援することが目的とされている。講座は2年間のコースで、「基礎講座」と「実習講座」がある。2005年度の基礎講座は、「男女共同参画施策と女性のエンパワメント」、「地域の防災・安全への取り組み」、「地域とコミュニティのデータを読む」、「地域コミュニティ・ネットワーク論」、「地域福祉論行政と事業者、市民とのパートナーシップを考える」、「探して活かす地域の魅力と可能性」という内容で行われた。